

UCOM 光サポーターズクラブ会員規約

第1条（趣旨）

本規約は、「UCOM 光サポーターズクラブ」（以下「本会」という）の運営に関して必要な事項を定めます。本会の主目的は株式会社UCOM（以下「当社」という）が提供する光回線を用いた光インターネットサービス（以下「当サービス」という）による、快適で価格満足度の高いインターネットの活用を提案し、ひいては地域におけるインターネットの利用率を高め、地域居住者の生活利便性を向上させて行くこととします。

第2条（事務局の設置）

本会は「UCOM 光サポーターズクラブ事務局」を設置します。なお、本会の運営については株式会社UCOMに委託することとします。

第3条（入会資格）

本会への入会は、日本国内で事業を運営する法人又は団体及び、それらに属する社員に限定されます。但し、以下の場合は入会できないものとします。

- （1）当社の販売パートナー契約を結んだ法人又は団体
- （2）当社の販売パートナー契約を結んだ法人又は団体企業に属する社員
- （3）当社及びグループ会社の社員及びその扶養家族
- （4）入会希望者が個人で満18歳未満、若しくは高校生の場合
- （5）入会希望者若しくは、入会希望者の属する企業にて反社会勢力との関連が確認された場合

第4条（入会方法）

入会希望者は当社が指定する「UCOM 光サポーターズクラブ入会登録申込書」（以下「申込書」という）に必要事項を記入のうえ必要書類と共に提出していただきます。なお、入会に際しては当社による審査を行います。その際、第三条の規定及び、その他事由によっては受け付け出来ない場合があります。

2. 法人による申込みの場合の必要書類について

入会希望者が宅地建物取引業の免許を取得されている場合はその番号と有効期限を申込書に記して頂きます。そうでない場合は、以下のうち、いずれかの提出をして頂きます。

- （1）登記簿謄本 若しくは 登記事項証明書登記簿謄本（抄）本、若しくは現在（履歴）事項証明書の発行3ヶ月以内の原本若しくは写し
- （2）印鑑証明書の発行3ヶ月以内の原本若しくは写し

3. 個人による申込みの場合の必要書類について

健康保険証の写しを提出していただきます。但し、以下の場合は受付出来ません。有効期限を失効して

いる場合、国民健康保険の場合、若しくは、現在勤務されている企業、グループ企業の物以外の場合（例：派遣会社など）。

4. 申込書に記載した内容に変更が生じた場合、速やかに当社にご連絡いただくものとします。

第5条（退会）

以下の各項のいずれかに該当した場合は退会とすることができるものとします。

- (1) 会員が退会する旨を当社に申し出たとき
- (2) 申込書に記載された連絡先へ一定期間（約3ヵ月）連絡がとれないとき
- (3) 会員の反社会勢力との関連が確認されたとき
- (4) 会員が本規約に違反した場合や会員としてふさわしくない行為があったと当社が判断したとき
- (5) 会員登録から1年間の間に紹介情報が1件もなかったとき

第6条（会費）

本会への入会に際しての入会金や会費等はありません。

第7条（本会における会員の業務内容）

本会における会員の業務内容は以下の通りです。

(1) 当サービスのお申し込みのお取り次ぎを行っていただきます。その場合、会員は当社が指定する申込情報取次書（以下「申込取次書」という）により情報を提供していただきます。

(2) 当サービスの全戸一括加入を建物所有者若しくは代行者にお取り次ぎいただきます。

その場合会員は当社が指定する当サービス棟情報取次票（以下「棟設置取次票」という）により情報を提供していただきます。

2. 前項記載以外の取次商材の追加は別表の追加にて対応するものとします。その場合、当社は会員に対して規約の更新の旨をホームページ上にて通知を行います。

第8条（会員特典）

会員の特典として、以下の場合に置いて別表記載の謝礼をお支払いします。

(1) 新たに「当サービス」を利用される方（以下「申込希望者」という）の申込を取り次いでいただき、申込希望者が実際に利用を開始された場合

(2) 当サービスの全戸一括導入に関わる情報を取り次いでいただきその設備が設置完了した場合。連結して1設備設置の場合は1棟とし、加入者増加に伴う設備の増設については取次ぎ対象外とします。

2. 前項記載以外のお取り次ぎ商材の追加は本規約別表の追加及び、Eメールと当社ホームページ上での規約の更新の通知にて対応するものとします。

3. 会員特典が無効となる場合

以下の場合には当社都合を除き、無効となり謝礼支払い対象外となります。

- (1) 申込希望者の利用開始日が、会員の退会又は本会の解散以降であった場合
- (2) 申込を取り次いでいただいてから3ヵ月を過ぎても申込希望者が利用を開始されない場合

4. 複数の会員からのご紹介が重なった場合

複数の会員からの同一の紹介及び、会員からの紹介と当社販売パートナー企業からの取次情報が重複した場合等は、先着の紹介を優先とします。なお、着順の発表に関して事務局による着順の立証は行わないものとします。

第9条（申込希望者等の個人情報の扱いについて）

申込希望者等の個人情報の扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 会員が当社に提供していただいた申込希望者等の個人情報の扱いについては、申込取次書等に記載する注意事項と、お客様情報の利用目的に関するご案内を必ずご説明いただきます。
- (2) 会員が所有する申込希望者等の個人情報については、会員にて責任を持って管理していただきます。
- (3) 会員から提供していただいた申込希望者等の個人情報については、当社が責任を持って管理し、目的外利用は行わないこととします。

第10条（特典の適用外条件について）

以下の場合には、会員特典の対象外となります。

- (1) 会員から紹介情報を当社が受理した時点で、その申込希望者が既に当社に対して申込をしている場合。又は申込には至っていないが当社で営業対応をしている場合。
- (2) ご紹介いただいた方が過去6ヵ月以内に同一設置場所で「当サービス」を解約されていた場合。
- (3) 既に「当サービス」を契約されている方のプラン変更、若しくはプロバイダ変更となる申込みの場合。

第11条（謝礼の支給）

謝礼は会員が入会申込書により当社に届けでていただいた銀行等の口座への振込とします。

2. 謝礼の振込が会員の都合若しくは理由によりできない場合には、振込みができなかった日から6ヶ月経過した時をもって受領権は失効します。

第12条（禁止事項）

当社のサービス・商品については以下の行為が禁止されています。

- (1) 当社より配布するリーフレット類以外のリーフレット類（自作チラシ等）を使用すること。
- (2) リーフレット類に記載されていること以外の説明をすること。

(3) 当社の社名、商標、サービスマークを当社の許可無く使用すること。

第13条 (守秘義務)

会員は本会への加入により知りえた、営業上の秘密情報や技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報、顧客の個人情報等（以下「秘密情報」という）は、委託業務を遂行するためにのみ使用するものとします。これらを第三者に開示若しくは漏洩しないよう厳重に注意するものとします。

2. 本会及び、会員双方はお互いの書面による承諾が無いまま、双方の顧客の個人情報を複製すること、またデータベース化しないものとします。また、双方の顧客の個人情報の利用方法、及び顧客の個人情報の全部又は一部を消去、変更、返却するよう指示があった場合には、直ちにこれに応じるものとします。

第14条 (会員への連絡、ダイレクトメールの送付)

当社は、必要に応じて会員に対し、Eメールやダイレクトメールにより、当社商品の紹介や広告資料、UCOM 光サポーターズクラブ関連情報を送付することができるものとします。

第15条 (本規約の変更)

本会は必要と認めた場合、予告無く本規約を変更する場合があります。その場合は、会員に対してEメールと当社ホームページへの掲載により告知するものとし、その通知をもって変更の効力を生じるものとします。

第16条 (会員の有効期間)

会員期間は、入会申込日から入会年度の3月31日までとします。但し、同期間終了1カ月までに延長しない旨の書面による申し出が会員若しくは本会より提出されない場合は、会員資格は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第17条 (税法上の取扱い)

所得税法に基づき当社は、個人名義による会員に対し、以下のとおり対処することとします。

(1) 同一月に12万円を超える支払いがある場合は、当社は法律に従い消費税（内税）を除いた額に対し課税され、源泉徴収額を差し引いた額を支払うこととします。（当社の義務）

(2) 個々の会員にて年額50万円を超える支払がある場合、所轄の税務署へ年間支払調書を提出します。（当社の義務）

(3) 会員は年額20万円を超えた場合に税務署へ確定申告する義務が発生します。（上記の（1）、（2）に該当する会員に対し、当社より支払調書を翌年の1月に郵送します。）

第18条 (免責)

会員が紹介者を募る過程で発生したトラブル、損害について、当社及び事務局はいかなる責任も負いません。

第19条（合意管轄）

会員は、当社又は事務局の間で訴訟の必要が生じた場合は、当社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を、本件に関する合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条（本会の解散）

当社は必要と認めた場合、本会を解散する場合があります。その場合は、会員に対して書面又はEメールによりお知らせするものとし、当該通知をもって変更の効力を生じるものとします。

【会員規約 平成21年10月27日 初版作成】

【付則】平成21年11月13日の改正

本改正規定は平成21年11月14日から実施します。

【付則】平成23年8月31日の改正

本改正規定は平成23年9月1日の改正から実施します。

別紙 1. 会員特典 当サービスに新規ご加入のご紹介について

本会は本規約第 8 条に基づき、会員特典を以下の通り定めるものとします。

1. 対象業務

- (1) 当サービスを用いた ISP『Qit 光 LAN タイプ』の新規加入ご紹介
- (2) 当サービスを用いた ISP『Qit 光 VDSL タイプ』の新規加入ご紹介

2. 業務詳細

本規約第 7 条 1 項 1 号記載の通り。

3. 特典の支払について

	項目名	条件・内容	詳細条件
1	謝礼発生条件	ご紹介顧客の開通	会員が弊社にお客様の情報を紹介いただき、3 ヶ月以内に弊社光サービスが開通した場合が特典の支払い対象となります。
2	代理店謝礼単価	5,000 円 (税抜き)	
3	謝礼対象除外条件	有り	本規約第 10 条記載の通りとなります。

4. 謝礼の支払い時期

本会は、会員に対し、前項に基づき算出された当月分の謝礼に消費税相当額を加算した金額を、翌々月末日までに会員の届け出た銀行口座に振込みにて支払うものとします。この場合、振り込み手数料は本会の負担とします。なお、当該支払日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日を支払日とします。また支払い前には支払い通知書をお送りします。

5. 有効期限

本規約第 16 条に定める有効期限と同一とします。

6. 販促物及び必要帳票の提供

本会は会員に対し、会員が本業務の遂行に必要と判断した以下の販促物及び必要帳票を無償で提供します。このとき、本会はサービスごとに 1 回あたりの発注枚数を定め、この数に基づき提供するものとします。

- (1) Q i t 光 LAN タイプ チラシ
- (2) Q i t 光 VDSL タイプ チラシ

(3) Q i t 光 申込書

以上

別紙2. 全戸一括加入サービスの建物管理者へのご紹介

当社は本規約第8条に基づき、会員特典を以下の通り定めるものとします。

1. 対象業務

当サービスを用いたISP『UCOM 光マンション全戸一括タイプ』の新規加入ご紹介

2. 活動内容

当社全戸一括タイプを建物所有者もしくは代行者へお取次ぎさせていただきます。

3. 特典（報酬と条件）

条件	報酬
当社にご紹介頂いたお客様が、ご紹介から1年以内に当社 UCOM 光マンション全戸一括タイプを申込み、かつサービスの提供を開始した場合。	1 棟あたりの月額料金の1か月分。 なお、お客様への提供料金は建物所有者と当社が協議のうえ決定。
<p><対象外></p> <ul style="list-style-type: none">・ 会員から紹介情報を当社が受理した時点で、その申込み希望者が既に当社に対して申込みを行っている場合。または申込みには至っていないが当社で営業対応をしている場合。・ ご紹介頂いた方が過去6ヶ月以内に同一設置場所で当社が提供するサービスを解約されていた場合。・ 既に当社のサービスを契約されている顧客のプラン変更、もしくはプロバイダ変更となる申し込みの場合。	

4. 報酬の支払い

当社は、会員に対し、前項に基づき算出された当月分の報酬に消費税相当額を加算した金額を、3ヶ月後の末日までに支払うものとします。

5. 有効期限

本規約第16条に定める有効期限と同一とします。

以上

別紙3. 当サービスの全戸一括加入を建物所有者もしくは代行者にお取り次ぎいただく場合について

本会は本規約第8条に基づき、会員特典を以下の通り定めるものとします。

1. 対象業務

当サービスの全戸一括加入を建物所有者もしくは代行者へお取り次ぎしていただきます。

2. 業務詳細

本規約第7条1項2号記載の通りになります。

3. 特典の支払について

	項目名	条件・内容	詳細条件
1	謝礼発生条件	ご紹介顧客の開通	会員が弊社にお客様の情報を紹介いただき、1年以内に弊社光サービスが開通した場合が特典の支払い対象となります。
2	代理店謝礼単価	月額料金の一ヶ月分	月額料金は弊社が建物所有者もしくは代行者と交渉の上決定します。
3	謝礼対象 除外条件	有り	本規約第10条記載の通りとなります。

4. 謝礼の支払い時期

本会は本規約第8条1項2号記載の内容に基づき、支払条件を満たしたことを確認出来た月の翌々月末に会員届け出口座への振り込みを行います。この場合、振り込み手数料は本会の負担とします。なお、当該支払日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日を支払日とします。なお、支払前には本会事務局より支払い通知書をお送りします。

5. 有効期限

本規約第16条に定める有効期限と同一とします。

6. 販促物及び必要帳票の提供

本会は会員に対し、会員が本業務の遂行に必要と判断した以下の販促物及び必要帳票を無償で提供します。このとき、本会はサービスごとに1回あたりの発注枚数を定め、この数に基づき提供するものとします。

以上